

入札公告 (土木工事)

次のとおり一般競争入札 (政府調達協定対象外) に付します。

令和8年8月26日

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 池田 創平

1 工事概要

- (1) 工事名 瀬戸内 (08) 外柵補修工事
- (2) 工事場所 鹿児島県大島郡瀬戸内町節子 陸上自衛隊瀬戸内分屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途 (土木一式)
土木建築工事 1 式
- (4) 工 期 令和9年3月30日 (火) まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予算令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争 (指名競争) 参加資格 (以下「防衛省競争参加資格」という。) のうち、2 (4) に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。) 。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (2) の再度級別の格付を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級 (資格審査結果通知書の記3の等級) 以上であること。

工事区分	格 付
土木工事	D

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2 (4) の工事を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。) 。
- なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関 (契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が65点未満のものを除く。
- また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5) の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に専任で配置できること。
- ア 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第443会計隊が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大熊266-49 陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊契約班 担当 児玉（コダマ） TEL 0997-54-1060（内線343） FAX 0997-54-1066（直通） Mail 443fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

②仕様書に関する問い合わせ先
〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大熊266-49 陸上自衛隊奄美駐屯地 業務隊管理科 担当 長瀬（ナガセ） TEL 0997-54-1060（内線337）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年8月27日（木） から 令和8年9月10日（木） まで
（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 現場説明会

統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

(4) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月10日（木）午前12時00分まで

イ 提出方法 3(1)①の担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(5) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年10月7日（水）

イ 提出方法 3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着（担当者）の手元に届いた旨を業者の責任

において確認すること

(6) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年10月8日（木）午後1時30分

イ 場 所 陸上自衛隊奄美駐屯地 多目的室（B庁舎2F）

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免 除

(3) 契約保証金 免 除

ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に 関し 契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証 する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。

この場合の保証金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札

エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が なされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱 すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を もって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の 監理技術者等の専任制違反の 事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の 変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価 格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行 うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって 契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等 から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(4)により申請書及び資料を 提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、 競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

瀬戸内（08）外柵補修工事

件 名	瀬戸内（08）外柵補修工事			図 面 号	1/3
図 面	表 紙			縮 尺	
業務隊長	管理科長	工事企画	管財係	設計者	
					
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科				令和8年8月7日	

1. 工事件名：瀬戸内（08）外槽補修工事
2. 工事場所：鹿児島県大島郡瀬戸内町節子
3. 工事概要：本工事は駐屯地外槽の張り替えを実施する

項目	工 種	数 量 (設計)	備 考
土木工事	防衛省対応応対門扉新設	1.00 基	H=1800mm曲忍付 (菱形金網)
	防衛省対応フェンス新設	7.20 m	H=1800mm曲忍付 (菱形金網)
	既存防衛省対応両開き門扉撤去	1.00 基	
	既存防衛省対応フェンス撤去	7.20 m	
	付帯測量・建り方	1.00 式	

4. 一般共通事項

- (1) 本工事の施工は、関係諸法令、条例等遵守するものとし、本仕様書による他、設計図、防衛省整備計画局制定土木工事共通仕様書の定めるところに従って誠実に行うものとする。
- (2) 本仕様書及び設計図書に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項についても同様とする。
- (3) 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議したのち、実施するものとする。
- (4) 請負者は着工に先立ち、施工に必要な施工計画書等監督官が指示する書類を作成、提出し承諾を受けた後施工するものとする。
- (5) 施工中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意するものとする。また、必要に応じて養生等の処置を行うものとする。万一事故が発生した場合の補償については全て請負者の責任において処置し、官側は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 本工事に伴う駐車場及び各建物への立入り、その他制限事項は当該駐屯地の諸規定に従うこととし、その都度監督官から指示するものとする。
- (7) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損破損した場合で、その原因が本工事に関わりと認められた場合、請負者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (8) 本工事の完成に際しては、当該工事に関する箇所の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (9) 本工事の写真はカラーとし、施工前、施工中、完了、主要な工事段階ごと、隠蔽となる箇所、全ての使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム（A4サイズ）に整理し、監督官に提出するものとする。
- (10) 本工事により発生した産業廃棄物（基礎ブロック）は、請負者の責任井において駐屯地外へ搬出し、法令に従い適切に処分するものとする。また、金属類等の発生材は2m～3m程度に切断・折り重ね、重量を測定の上駐屯地内の監督官が指示する場所に集積し、発生材隠書を提出するものとする。
- (11) 本工事に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。なお、官側の電気及び水を使用する場合は、監督官の承認後、請負者の負担で計量器を設置し、後日官側の請求に応じるものとする。

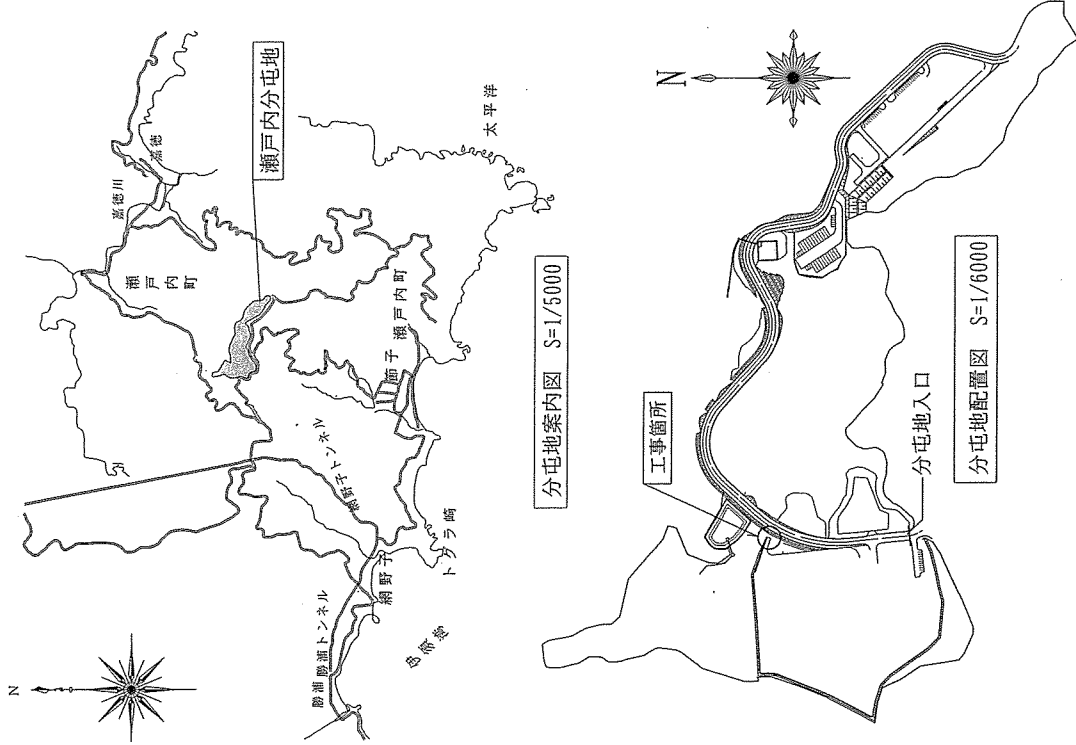
5. 特記事項

- (1) 本工事に際し事前に行程表を作成し、監督官と協議したのち着工する。
- (2) 本工事の作業時間は平日0830～1700を基準とする。また、張り替え作業着手から完成までの期間を最小限に努めるものとする。
- (3) 図面の寸法は標準寸法であり、施工前に現地調査及び採寸を実施するものとする。
- (4) 使用する材料等は全て新品とし、承認図、カタログ等をもって事前に監督官の承認を得るものとする。
- (5) 工事で発生した残土は、場内敷き均しとする。
- (6) 請負者は工事期間中の侵入防止処置を行うものとし、その処置方法については事前に監督官から承認を貰うものとする。

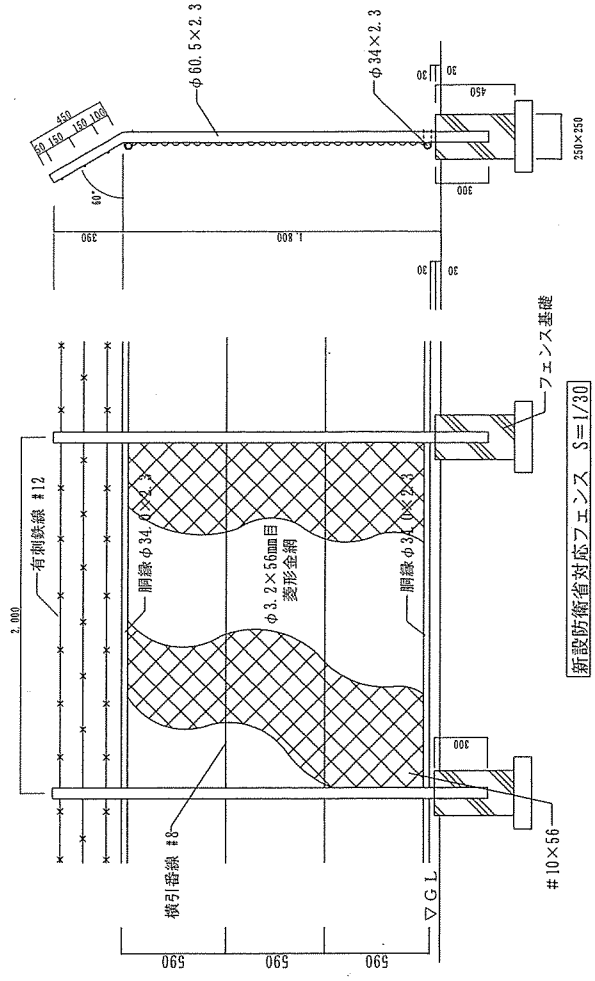
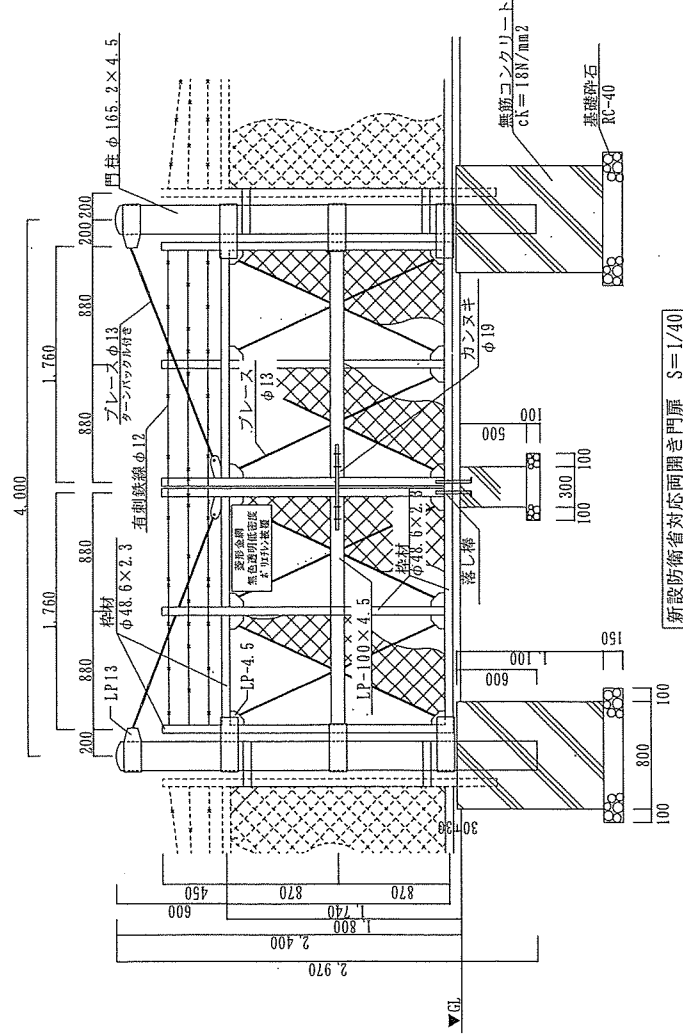
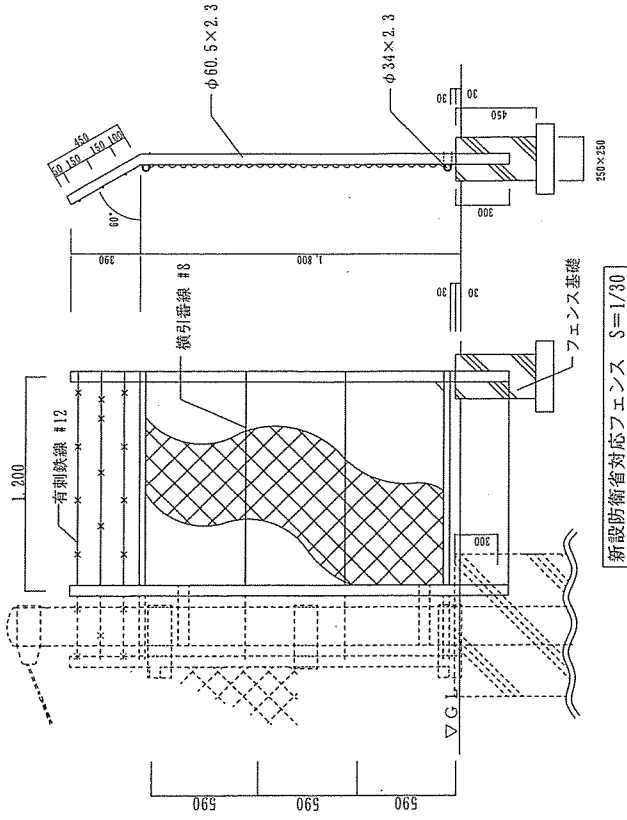
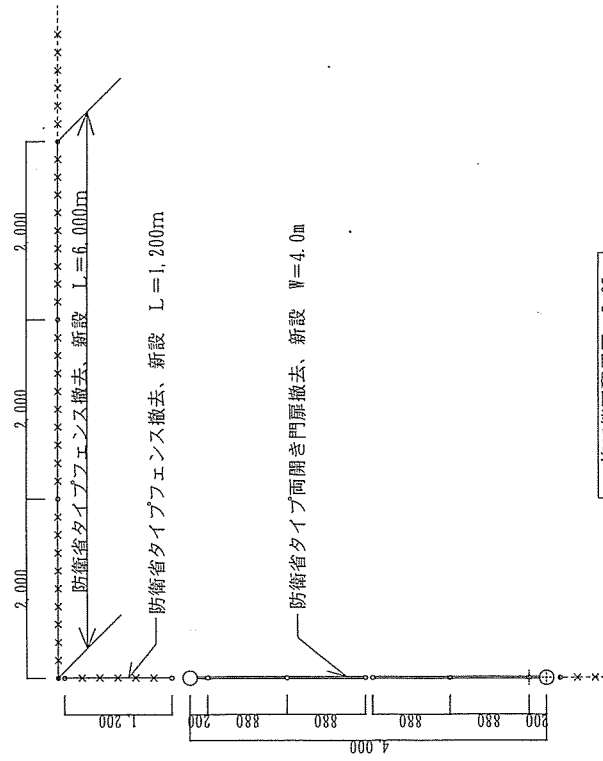
6. 提出書類

- (1) 工事着工届
(2) 工事行程表
(3) 現場代理人等通知書
(4) 施工図、カタログ、承認図等
(5) 工事竣工届（工事完成届）、完成検査願
(6) 各種材料の出荷証明書

- (7) 材料検査簿
(8) 工事日誌
(9) 工事写真帳
(10) 発生材報告書
(11) 工事打合せ簿（必要とする場合）
※(1)(5)(7)(10)(11)については事前に監督官から様式を示す。



件 名	瀬戸内（08）外槽補修工事	図 面 番 号	2 / 3
図 面	仕様書、特記仕様書、案内図	縮 尺	
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科		令和8年8月7日	



件 名	瀬戸内（08）外槽補修工事	図 番	面 号	3 / 3
図 面	施工範囲配置図、詳細図	縮 尺		
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科			令和 8 年 8 月 7 日	